

住民監査請求（政務調査費〔資料購入費等〕）について（概要）

平成24年 5月 7日付けで提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求とならない旨請求人に通知しました。（却下）

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

先に、4月10日付けで市議政務調査費平成22年度の調査研究費について、違法不当な支出の返還を求める住民監査請求を提起した。本件は前回と同趣旨の請求である。

今回の対象費目は、資料購入費と事務費で、資料購入費は公表された各会派・議員の領収書及び支出一覧表の内容からは、市政務調査費交付条例、同使途基準で定めた「市の行財政に関する調査研究のための資料」への支出との形跡が見られず、単に議員生活上議員個人の選択により購入している新聞、機関紙、雑誌などである。

政党機関紙を議員が各自負担するものや、所属政党・団体関係の発行物購入、他の政党の機関紙等の相互購入などは、会派としてどのように市の施策活用されたものか不明である。

また、事務費は調査研究費と同様22年度から1円以上の領収書が公開されたため、とんでもない内容の支出が明らかになり、およそ市民の常識から認められない支出である。

トイレ清掃具や玄関マットなど議員の日常生活経費のすべてを政務調査費に投げ込んで消化してきたことが明らかになり、議員の非常識さを露呈している。

コピー機リース代、携帯電話料金なども会派交付に相当するものではなく、議員個人の日常活動で使用するものすべてを政務調査費に充て、議員個人の所有物になっている。

これらの支出内容については、議員個人の政務調査費支出報告書提出時の点検をはじめ、会派責任者や経理責任者、議長、市会事務局責任者らはもとより、市長部局の補助金交付担当者らがすべて疑義も発せず、支出報告書がそのまま認定され、補助金が支出されている。

このような補助金・政務調査費の支出は、政務調査費関係法規に反するだけでなく、市の補助金ガイドライン等にも反し、違法不当な公費支出により市は損害を被っている。

監査委員は、本件提出資料を端緒としてさらに厳正な調査のうえ、目的外に支出された公金の支出により市が被った損害を回復すべく、市長に対し返還請求権及び不当利得返還請求権を行使し関係職員らに必要な措置を講ずることを勧告されるよう求める。

違法不当の理由として資料購入費は、市交付条例第5条で「市政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない」と定めているが、調査研究内容が明記されておらず、議員個人らの日常に必要な新聞購入が主な支出である。あるいは政党関係出版物の購入を各議員が負担しているものである。

交付規則第4条の使途基準は、「会派（議員）が行う調査研究等政務調査活動のために必要となる資料等の購入に要する経費」と定めている。日常的な新聞購入、自党・他党の機関紙、所属団体や交友関係団体の会誌などはどの調査活動に必要なかが不明である。

書籍購入についても、大阪検定関連、白熱教室、はらっぱなど個人的な趣味の範囲への支出がなされている。また、地方自治法関係文書にしても、会派・議員の日常に必要な書籍・資料であり、議員のベースとして必要な文献であるにすぎない。

事務費に至っては、政務調査費の是非以前に社会通念上非常識な支出が多い。

茶菓子、お茶、コーヒー、ごみ処理代、玄関マットリース代、花代、観葉植物リース、掃除用具レンタル、飲料水代、備品処分代、NHK受信料、トイレ用品、ティッシュ、エアコン取り付け台2

台、自転車2台、カーペット、拡声器、メガホン、テレビ、月極め駐車場など、議員個人の経費負担を事務費で処理している。これらの雑費・経費は、政務調査費の有無にかかわらず必要な議員個人の経費支出に属する範囲のものである。これらの雑費を充てていない議員との差も交付認可の理由はどうなっているのか。

日本共産党は会派として資料購入や事務費を支出しているが、内訳は議員個人のための支出となっている。一般新聞も6部などと1会派として購入する部数と考えられない。さらにしんぶん赤旗は11部の購入が見受けられ、その他の月極め資料なども党派関係と見られるものがほとんどである。商工新聞は各月20部に及び政党や政党関係団体への支援のための支出と言わざるをえない。また、事務費にしても、日常雑貨への支出は見られないものの、事務機器リースは会派として必要な台数とは考えられない。電話料に至っては、毎月20台分が支出されているが、市の行財政に関する調査研究への支出とは考えられない。

議員は、自ら制定した政務調査費の手引きを守り、出納簿、備品台帳、雇用台帳などを備えていることになっているが、監査委員はこれらの証拠資料の厳正な調査をされるよう求めたい。いったい、議員報酬など政務調査費以外の議員収入は何に支出されているのか、政務調査費以外の政党関係、後援会関係などに充てる時間や費用はどうなっているのか、政務調査費が第2報酬として一体化していると考えざるをえない。

返還請求額は下記ようになる。

(単位：円)

| 会派\費目 | 資料購入費 | 事務費 | 計 | 備考 |
|-------|------------|------------|------------|----|
| 自民党 | 2,259,110 | 13,585,233 | 15,844,343 | |
| 公明党 | 3,203,378 | 16,484,370 | 19,687,748 | |
| 民主党 | 2,373,106 | 13,318,125 | 15,691,231 | |
| 日本共産党 | 2,230,591 | 7,874,589 | 10,105,180 | |
| 維新の会 | 607,885 | 7,025,184 | 7,633,069 | |
| | 10,674,070 | 58,287,501 | 68,961,571 | |

2 地方自治法第242条の要件に係る判断

- 本件請求は、平成22年度政務調査費のうち資料購入費及び事務費について、使途基準等に反する違法不当な支出と判断できるものがあるにもかかわらず、本市職員等がすべて疑義を発せず支出報告書がそのまま認定され、政務調査費関係法規に違反するなど、違法不当な交付決定があったとしてなされたものと解される。
- 地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求は、当該行為から1年を経過した場合には、正当な理由がない限り行うことができず、正当な理由については、秘密裡にされた場合に限らず、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合には、特段の事情のない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとされている。
- 本件請求の平成22年度政務調査費において、政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、市規則で定めるところにより、当該年度の政務調査費に係る収支報告書を作成し、領収書等の写しを当該収支報告書に添付し、翌年度の4月30日までに大阪市会議長に提出しなければならないとされており、各会派は平成23年4月28日もしくは平成23年4月29日付けで提出している。
- 本件請求については当該行為から既に1年を経過しており、請求人が、期間徒過の正当理由について何ら主張していないことはもとより、当該行為は公然となされていることから、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。